

日本E R I 株式会社

住まいの燃費通信簿発行業務要領

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

この「住まいの燃費通信簿発行業務要領」（以下「業務要領」という。）は、日本E R I株式会社（以下「E R I」という。）が実施する、住まいの燃費通信簿発行業務について必要な事項を定めるものです。

1. 手続きの流れ

1) 発行の条件

①発行の対象

住まいの燃費通信簿発行の対象は、E R IにB E L S評価の申請（変更申請を含みます。）を行った住宅とします。申請の時期はB E L S評価の申請に準ずるものとします。また、申請できる範囲は一戸建ての住宅及び共同住宅等の住戸の単位ごとに限ります。

②発行に必要なデータ

住まいの燃費通信簿発行には、B E L S評価の審査結果におけるデータを活用するため、これ以外のデータを利用して発行することはできません。なお、住まいの燃費通信簿のみを発行することはできません。

③発行の申込みに必要な提出物

- ・ 住まいの燃費通信簿申込書（正・副）
- ・ 一次エネルギー消費量計算に用いたXMLファイル（XMLファイルは国立研究開発法人 建築研究所のエネルギー消費性能計算プログラムより取得可能）

注意1 発行の申込みに必要な提出図書はありません。

注意2 XMLファイルは、計算が確定した段階のものを提出してください。

2) 発行業務の引受・料金の請求

発行業務の引受にあたっては、住まいの燃費通信簿申込書の記載事項に漏れがないことを確認のうえ、B E L S評価の申請の引受に含めて行います。料金の請求は、B E L S評価料金の請求書において行います。

3) 住まいの燃費通信簿の発行

B E L S評価書を交付する際、1) ③で提出された一次エネルギー消費量計算に用いたXMLを、住まいの燃費通信簿発行プログラムに取り込むことで「住まいの燃費通信簿」を発行します。

2. 発行料金

一通につき3,000円（税込3,300円）

3. 秘密保持について

E R I及び審査員並びにこれらの者であった者は、この業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しません。

4. 住まいの燃費通信簿の保存

E R Iは、住まいの燃費通信簿申込書及び住まいの燃費通信簿の写しを、住まいの燃費通信簿の発行を行った日の属する年度から5事業年度保管するものとします。

(附則) この業務要領は 2021 年 4 月 1 日から適用されるものとします。

制定：2019 年 7 月 1 日

改訂：2021 年 4 月 1 日